

お客さまサポート

ホームページ ご契約者さま専用インターネットサービス

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要です。



【ご利用までの流れ】

① 利用登録

三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。

② 仮パスワードの発行

初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。

③ インターネットサービスにログイン

「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄
- 円建終身の保障への移行、目標値の変更等



※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



三井住友海上プライマリー生命から、年1回、お客さまにご契約内容等を「ご契約状況のお知らせ」にてご案内します。
※郵送による通知または三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払終身保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払終身保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2204019-B9 2022.04 SAP MSPL-2204-A-0024-00

しあわせ、ずっと

新通貨選択利率更改型終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。
「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。
ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただけますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.13



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



引受保険会社



「しあわせ、ずっと」の特徴としくみ

米ドル、豪ドル、ユーロで複利運用します。

- 米ドル、豪ドル、ユーロより契約通貨をご選択いただけます。
- 更改日(契約日から10年ごとの年単位の契約応当日)ごとに、積立利率を見直します。*1

*1 更改日に適用する積立利率は、最低保証利率の0.01%を下回ることはありません。

円建て資産自動確保機能*2があります。

- 契約日に円換算した一時払保険料*3を100%とし、105%~200%の範囲で目標値を設定できます。設定しないことも可能です。
- 契約日以後、毎営業日に目標達成を判定して、解約払戻金の円換算額が目標額以上となったら、円建終身の保障へ移行し、運用成果を自動確保します。
- 円建終身の保障への移行前であれば、お電話でご契約者が目標値を設定・変更・解除することができます。

*2 円建て資産自動確保機能とは、外貨建てで運用している資産を円建てで自動確保する機能をいいます。
*3 一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。円入金特約を付加し円でお受け取りいただく場合は、払い込みいただいた額と同一となります。

※契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。

くわしくはP.3~P.4

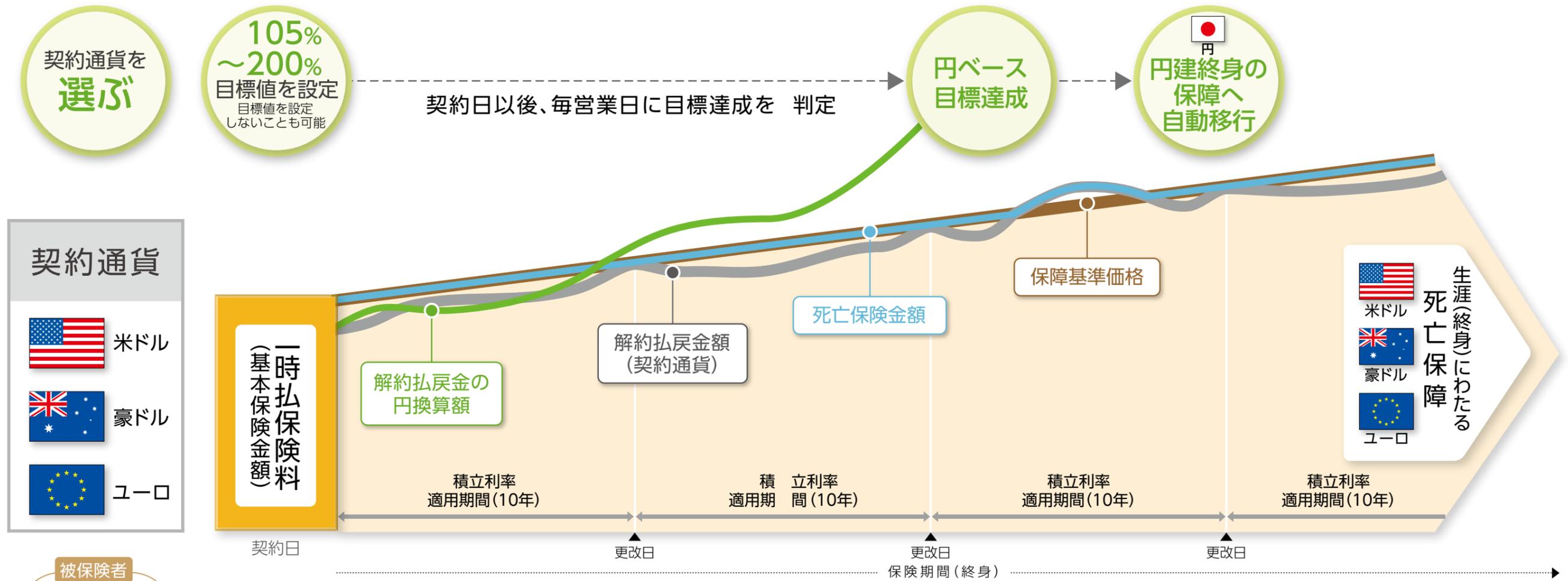
万一の場合は、死亡保険金として、大切な方にのこせます。

- 90歳まで、健康告知等なしでご加入いただけます。
- 死亡保険金は、死亡保険金受取人を指定いただくことで、大切な方にお受け取りいただけます。また、死亡保険金は外貨または円でお受け取り可能*4です。

*4 円建終身の保障への移行前は円支払特約を付加して円でお受け取りいただくことも可能です。円建終身の保障への移行後は円のみのお受け取りとなります。

くわしくはP.6

<イメージ図>



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

ご注意ください
この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**
くわしくはP.23~P.25

目標値の設定と円建終身の保障への移行について

目標値の設定について

- 円換算した一時払保険料(基本保険金額)を100%とした場合の目標値(%)を下記より設定していただきます。(目標値を設定しないこともできます。)

目標値(%)

105% ~ 200% または 設定なし

(1%単位で自由に設定できます)

※円建終身の保障への移行前であれば、お電話でご契約者が目標値を設定・変更・解除することができます。

円建終身の保障への移行について

① 目標達成すると円建終身の保障へ自動移行します。

- 契約日以後に、解約払戻金の円換算額が、ご契約者が設定した目標額以上となった場合(目標達成した場合)、自動的に円建終身の保障へ移行します。円建終身の保障への移行後は円建終身適用利率で運用します。この円建終身適用利率は移行日から1年間適用し、その後は毎年の更改日*1に利率を再設定します。

$$\text{目標額} = \text{円換算一時払保険料(円)} * 2 \times \text{目標値(\%)}$$

② 目標達成前でも自由に円建終身の保障へ移行することができます。

- 契約日以後であればいつでも、ご契約者のお申出により解約払戻金の円換算額を原資に円建終身の保障へ移行することができます。

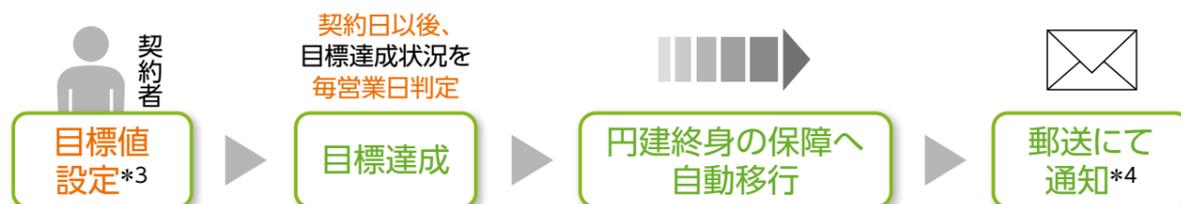
*1 円建終身の保障への移行後の更改日は、移行日から1年ごとの移行日の年単位の応当日となります。

*2 一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。円入金特約を付加し円で入金した場合は、払い込みいただいた額と同一となります。



- 円建終身の保障への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- 契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。
- ご契約者のお申出により円建終身の保障へ移行する場合には、為替相場および市場金利の変動の影響ならびに解約控除により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

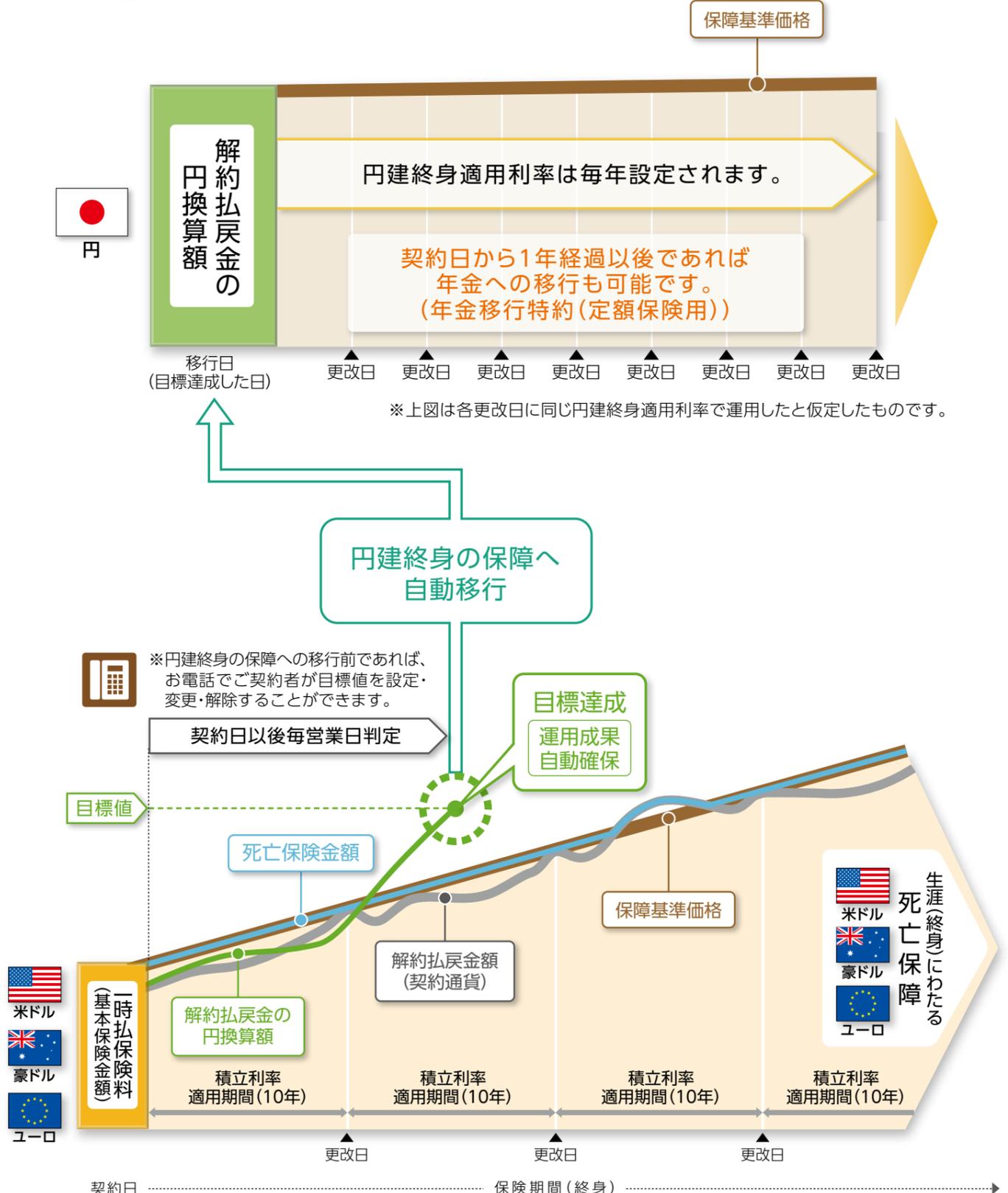
■ お手続きの流れ



*3 円建終身の保障への移行前であれば、お電話でご契約者が目標値を設定・変更・解除することができます。

*4 目標達成した日(移行日)の翌日から1週間以内(原則2営業日後)にお知らせを発送します。

<イメージ図>



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

年金移行特約(定額保険用)と死亡保障について

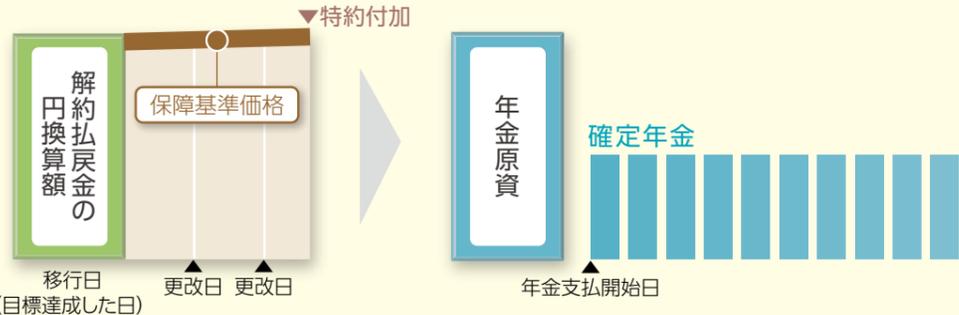
年金移行特約(定額保険用)について

- 年金移行特約(定額保険用)を付加することで、契約日から1年経過以後、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。
- 年金の種類は、確定年金または年金総額保証付終身年金からご選択いただけます。
- 第1回の年金支払日(年金支払開始日)は、請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受け付けた日の翌日(特約の付加日)となります。
- 移行の際、解約払戻金を円に換算し、その金額を年金原資として円建ての年金をお受け取りいただくこともできます。



- 円建終身の保障への移行前かつ契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。
- 解約払戻金を円に換算し、年金を受け取る場合には、為替相場および市場金利の変動の影響ならびに解約控除により、年金原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

<目標達成後に年金移行特約(定額保険用)を付加した場合のイメージ図(確定年金の場合)>



※上図はイメージ図であり、将来の年金額等を保証するものではありません。また、各更改日に同じ利率で運用したと仮定したものです。

確定年金

年金支払期間
(5年・10年・15年・20年・25年・30年)

年金支払開始年齢：1歳～90歳

設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただくことができます。なお、死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢：50歳～90歳

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受け取りいただくことができます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただくことができます。

【お取扱についての留意事項】

- 確定年金の最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金額が3,000万円を超えると、3,000万円を年金額とし、超過部分を第1回年金支払時に一時金として年金受取人にお受け取りいただけます。また、年金額が10万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。
- この特約でお受け取りいただく年金は、年1回でのお受取となります。



- 将来受け取る年金額は、年金原資および年金支払開始日(この特約の付加日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、年金総額が年金原資を下回ることがあります。

指定代理請求特約について

この特約は、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情がある場合、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができる特約です。年金移行特約(定額保険用)により、年金に移行した場合に付加することができます。(くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

死亡保障について

保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。

- ①被保険者が死亡された日における保障基準価格
- ②被保険者が死亡された日の解約払戻金額

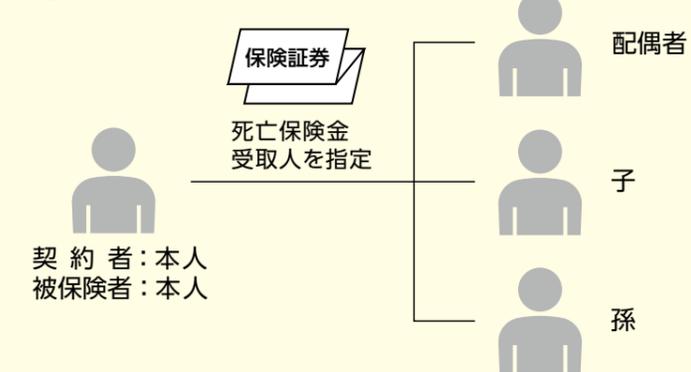
※円建終身の保障への移行後の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。

ご家族へのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことによりご自身の意思で資産を分けてのこすことができます。

【死亡保険金受取人の例】



- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族までご指定いただけます。

- 死亡保険金は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます。

死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持戻しの対象になるとされています。)

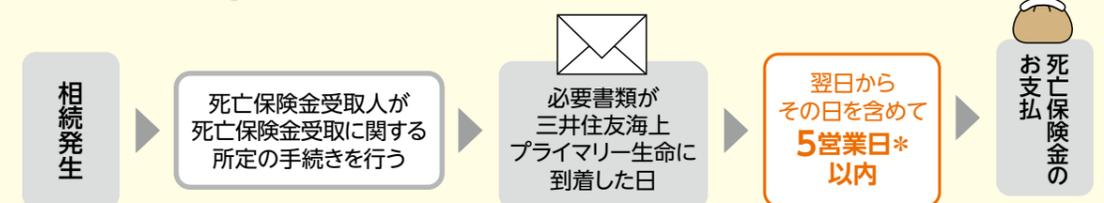
すぐに死亡保険金をお受け取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。

銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払までに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「保険金などの請求手続き」等をご確認ください。

【相続のスケジュール例】



* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

社会貢献特約について

社会貢献特約とは

- 社会貢献特約(以下、本特約)とは、三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金受取人とする特約です。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金を契約者が選択した指定公益団体にお支払いします。
- 死亡保険金を指定公益団体に寄附できるため、「資産を社会のために役立てたい」というお客さまの想いを実現できます。

指定公益団体について

指定公益団体については、「三井住友海上プライマリー生命 社会貢献特約 指定公益団体のご案内」、または三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)をご覧ください。本特約の付加にあたっては、死亡保険金受取人として、指定公益団体の中からいずれか1団体を、契約者に選択いただけます。



契約者が選択した指定公益団体が消滅した場合、または契約者が選択した指定公益団体が三井住友海上プライマリー生命が定める指定公益団体ではなくなった場合、指定公益団体の中から三井住友海上プライマリー生命が指定した公益団体を新たな死亡保険金受取人とし、契約者へ通知します。

死亡保険金のお支払までの流れ

ご契約時

- ご契約時に社会貢献特約を付加の上、指定公益団体の中からいずれか1団体を選択し、死亡保険金受取人として指定いただけます。
※本特約は、契約者と被保険者が同一人の場合で、かつご契約時のみ付加することができます。

ご契約中

- ご契約中、指定公益団体を変更することができます。
- 本特約は中途解約することができます。この場合、新たな死亡保険金受取人(被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族)を指定いただけます。
※本特約を解約した後に、再度付加することはできません。

被保険者死亡時

- 本特約を付加した契約で被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。
※死亡保険金受取人から請求書類の提出がなくとも、三井住友海上プライマリー生命からの確認や他契約の死亡保険金の請求等により、三井住友海上プライマリー生命が死亡保険金の支払事由の発生を確認した時、死亡保険金の請求があったものとして取り扱います。

特にご留意いただきたい事項

- 本特約を付加した場合、以下にご留意ください。
 - ・死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体となります。この場合、死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体1団体のみとなり、死亡保険金受取人を複数指定することはできません。
 - ・遺族年金支払特約を付加することはできません。
- 年金移行特約による年金支払期間中、被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いする年金または死亡一時金は、社会貢献特約による受取人にお支払いすることはできません。
- 本特約を中途付加することはできません。
- **本特約を付加した場合、死亡保険金受取人は指定公益団体となり、相続人ではありません。本特約の付加にあたっては、ご家族とご相談いただくよう強く推奨しております。**

各種お取扱について

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P.23~P.24	P.18~P.20	P.31~P.32

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	保障基準価格を計算する際に適用される利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:営業日の午前9時~午後5時

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

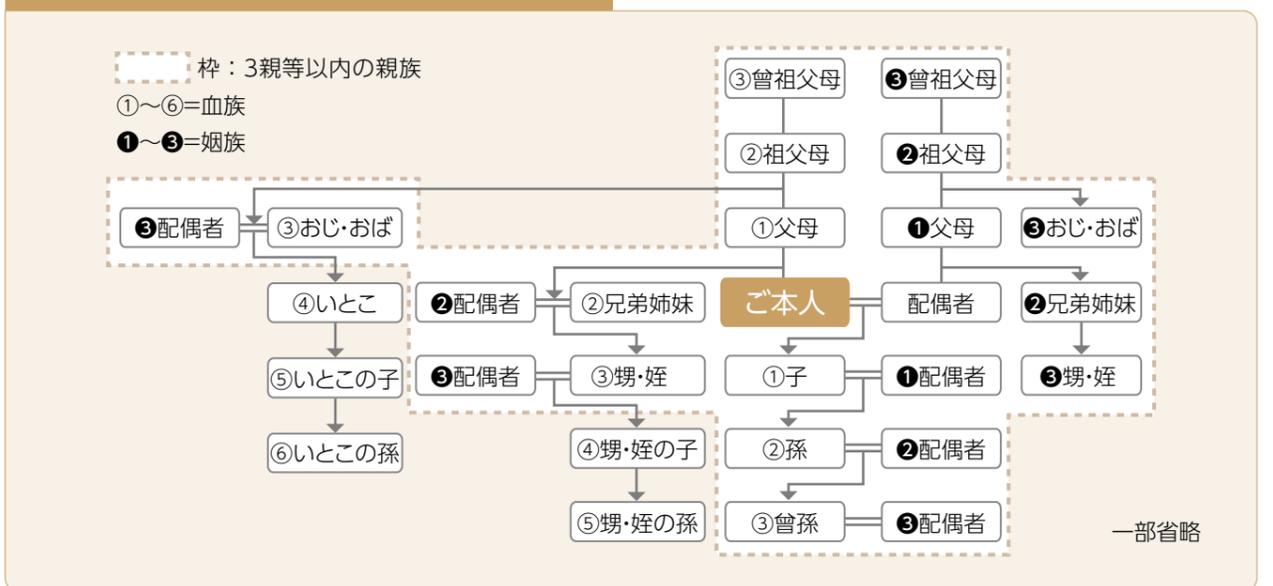
ご契約のお取扱について①

契約通貨*		米ドル	豪ドル	ユーロ
一時払保険料	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万ユーロ (1ユーロ単位)
	最高	※円入金特約を付加した場合は、100万円となります。 契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して 10億円 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳細はP.17をご覧ください。		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳		
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフの取扱		クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.26～P.27をご覧ください。		
円建終身 移行特約	移行方法	次のいずれかの方法で移行することができます。 ①解約払戻金の円換算額が設定された目標額以上となった場合(自動移行) ②契約日以後、契約者の申出による場合		
	目標値の設定	105%～200%の範囲で1%単位で自由に設定できます。 目標値を設定しないこともできます。		
	目標達成の判定	契約日以後、毎営業日目標達成の判定を行います。		

* 契約時に選択いただいた契約通貨を保険期間中に他の契約通貨に変更することはできません。

付加できる 主な特約	年金移行特約 (定額保険用)	契約日から1年経過以後、将来の死亡保障にかえて年金に移行することができます。
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取ることができます。
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。
	社会貢献特約	三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体を死亡保険金の受取人とすることができます。
増額・一部解約	お取り扱いいたしません。	

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



ご契約のお取扱について②

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について

この商品は、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただけます。

契約通貨	お手持ちのご資金(通貨)	円入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨		クーリング・オフ(お申込の撤回・契約の解除)の際の返還通貨
				契約通貨への交換	
外貨 米ドル 豪ドル ユーロ	 円	付加する	 円	三井住友海上プライマリー生命*1	 円
		付加しない	契約通貨 米ドル 豪ドル ユーロ	銀行等*2	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
	契約通貨 米ドル 豪ドル ユーロ	—	契約通貨 米ドル 豪ドル ユーロ	—	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

*1 円でお払い込みいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。

*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

円入金特約について

くわしくはP.16

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について

くわしくはP.26~P.27

⚠️ ご注意ください

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。

この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券/生命保険料控除証明書/ご家族登録サービスのご案内 等
契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。

保険期間中

ご契約状況のお知らせ
毎年1回、契約者宛にご案内*します。
* 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

更改日以降

積立利率の更改についてのご案内
更改日以降に新しい積立利率をお知らせします。

円建終身の保障へ移行した場合

お手続き完了のお知らせ/保険証券
目標達成またはお申出により、円建終身の保障へ移行した後は、保障内容が変更となるため、上記書類をお届けします。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* 「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

● ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

くわしくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、3種類の通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ）から契約通貨をご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

契約通貨建ての一時払保険料は、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。

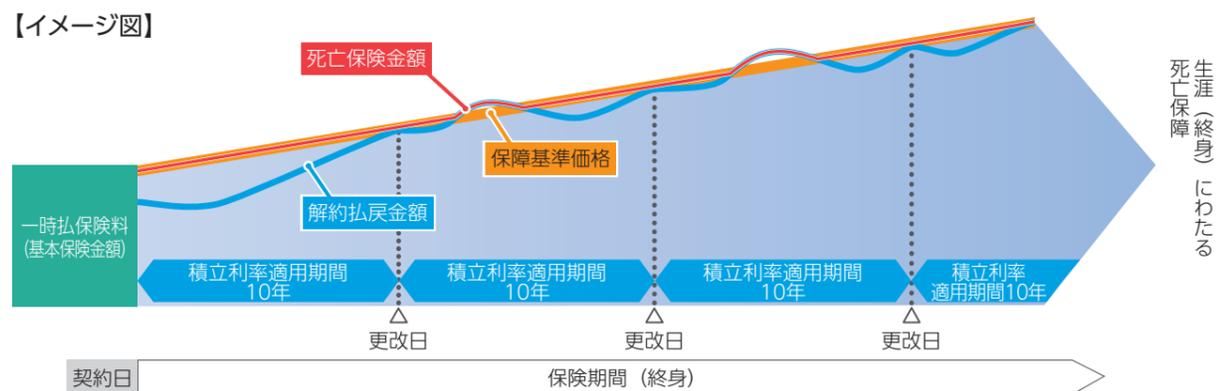
『しあわせ、ずっと』の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

なお、この保険には「円建終身移行特則」が適用されます。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.25の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

2 円建終身の保障への移行について

- 契約日以後であればいつでも、契約者のお申出により解約払戻金の円換算額を原資に円建終身の保障へ移行することができます。
- 目標値（105%～200%の1%単位）を設定することで、契約日以後に解約払戻金の円換算額が目標額（円換算一時払保険料＜*＞に目標値を乗じた額）以上になった場合（目標達成した場合）、自動的に円建終身の保障へ移行します。
＜*＞一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。円入金特約を付加し円で入金した場合は、払い込みいただいた額となります。



- ・ 円建終身の保障への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建終身の保障へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- ・ 契約者のお申出により円建終身の保障へ移行する場合には、為替相場および市場金利の変動の影響ならびに解約控除により、移行日以後の保障基準価格の原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 円建終身の保障への移行後は、積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、円の短期金利等に基づいて設定され、積立利率適用期間および契約通貨に応じて設定される移行前の積立利率よりも低くなるが見込まれます。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で、積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日および更改日に適用される積立利率は、契約通貨、被保険者の年齢によって異なります。この積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。更改日に改められた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。
- 積立利率適用期間は、10年となります。
- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
※ 詳細については、P.23の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。よって、**積立利率は、積立利率適用期間満了時における保障基準価格の一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）と同じになります。なお、解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。**

4 保障の内容について

死亡保険金

保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。

- ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格
- ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額

※ 円建終身の保障への移行後の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。



免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 年金移行特約(定額保険用)

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

保険料を円でお払い込みいただけます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル/ユーロ)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日<*>における所定の為替レートとなります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

● 社会貢献特約

三井住友海上プライマリー生命が指定する公益団体(以下、指定公益団体)を死亡保険金受取人とします。被保険者がお亡くなりになった場合、契約者が選択した指定公益団体に死亡保険金をお支払いします。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱について

契約通貨<*>		米ドル	豪ドル	ユーロ
一時払保険料	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万ユーロ (1ユーロ単位)
	最高	※ 円入金特約を付加した場合は、100万円となります。		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
増額		お取り扱いいたしません		
一部解約		お取り扱いいたしません		

<*> 契約時に選択いただいた契約通貨を保険期間中に他の契約通貨に変更することはできません。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

ご契約に際して、一時払保険料、積立利率適用期間等の詳細については、申込書にてご確認ください。

8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。なお、円建終身の保障への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格<*1>} - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$\text{B 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格<*1>} \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i}{1+j} \right]^{\text{残存月数<*2>/12}} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利

※ j は、解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

<*1> 保障基準価格とは、基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。

<*2> 残存月数は、解約日から更改日までの月数です。(端数日は切上げます。)

※ 市場調整のしくみについては、P.20の<<市場調整について>>をご参照ください。

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率<*3>}$$

<*3> 解約控除率については、P.24をご参照ください。



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

< 契約例 (目標値の設定なし) >
 一時払保険料: 20,000米ドル 積立利率: 1.2% 契約日の指標金利: 2.2%
 円換算一時払保険料: 200万円 契約日の為替レート: 1米ドル = 100円

(単位: 米ドル)

経過年数 < * 1 >	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	3.2% (+1%)	2.7% (+0.5%)	2.2% (±0%)	1.7% (-0.5%)	1.2% (-1%)
1年	17,462	18,290	19,160	20,073	21,033
2年	17,988	18,739	19,523	20,343	21,199
3年	18,523	19,193	19,889	20,613	21,366
4年	19,067	19,652	20,257	20,883	21,532
5年	19,620	20,117	20,629	21,156	21,699
6年	20,183	20,589	21,004	21,430	21,866
7年	20,756	21,066	21,382	21,704	22,033
8年	21,339	21,549	21,763	21,980	22,200
9年	21,931	22,039	22,147	22,256	22,367
10年 < * 2 >	22,534	22,534	22,534	22,534	22,534

< * 1 > この例表では、契約日から最初に迎える更改日 (契約日から10年) までを年単位の契約当日ごとに表示しています。

< * 2 > 経過年数10年は、更改日となるため市場調整額は0 (ゼロ) となり、市場調整価格は保障基準価格と同額となります。

※ () 内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

経過年数10年における解約払戻金等				
契約通貨建て	契約通貨建て 実質的な利回り	為替レート < * 3 > が以下の場合の円換算額		
		90円	100円	110円
22,534米ドル	1.20%	202万円	225万円	247万円

※ 円換算額は、千円以下を切り捨てて表示しています。

< * 3 > 為替レートは、契約例における契約日の為替レートを基準とし、±10円で変動した場合の為替レートを表示しており、上限または下限を示すものではありません。実際の為替レートは、解約日における円支払特約で適用するレートを用います。

● 実質的な利回りについて

左記契約例の経過年数10年の場合の実質的な利回り (年複利) は、1.20% (小数点第3位を四捨五入) です。実質的な利回り = 積立利率となります。

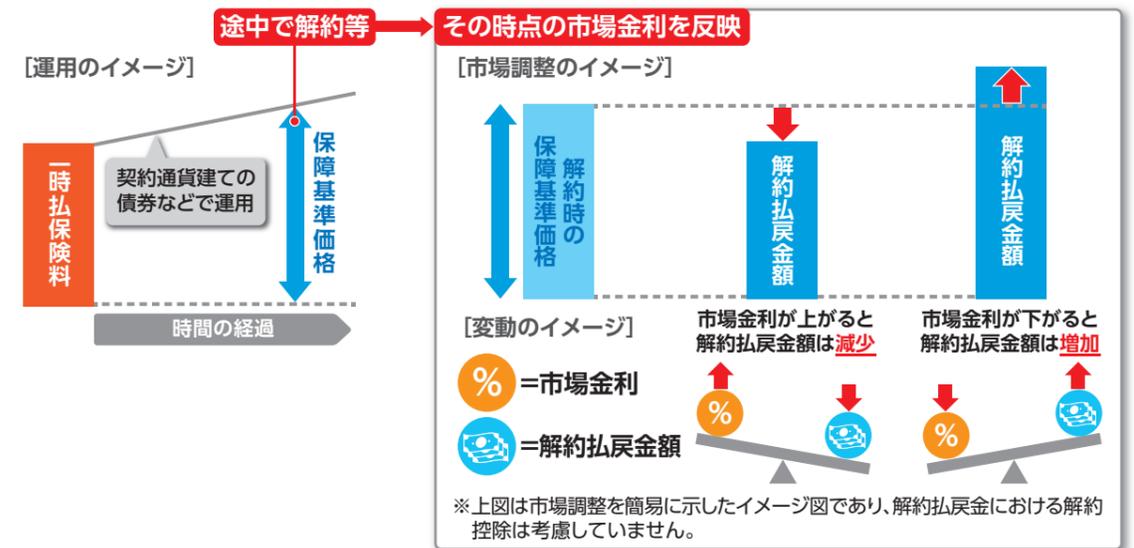
この実質的な利回りとは、契約日から10年後の契約応当日における解約払戻金額 (契約通貨建て) を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りのことをいいます。



- ・ 10年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。
- ・ 積立利率及び実質的な利回り (年複利) は外貨建ての利回りであり、円建ての利回りではありません。

<< 市場調整について >>

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

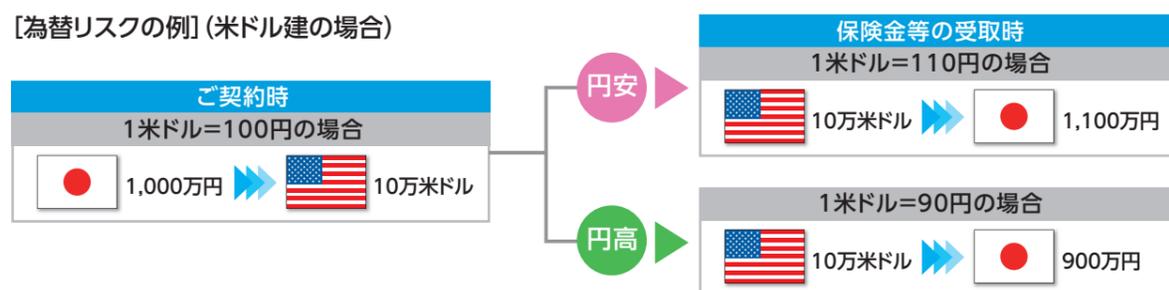


9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.23の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.25の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約通貨、契約日および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込、保険金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合または円建終身の保障へ移行する場合のレートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
保険金等を円で受け取る場合または円建終身の保障へ移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 遺族年金支払特約および年金移行特約 (定額保険用) による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 社会貢献特約の付加による死亡保険金の支払時にご負担いただく費用

本特約を付加した場合、本特約の維持・管理等にかかる費用として、死亡保険金の支払時に、受取人に支払う死亡保険金から、死亡保険金の1% (最大10万円) を控除します。

● 解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日 (年金等へ移行する日) までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額 (解約控除額) を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%

※ 円建終身の保障への移行後は、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日＜*1＞のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

＜*1＞「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

【書面】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込の撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。
お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)からとなります。

<お手続き方法>

- ① 三井住友海上プライマリー生命ホームページにアクセス
- ② 「お問合わせ」をクリック
- ③ 「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続き

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

<<外貨建て契約におけるご注意点>>

- ・ 円入金特約を付加<*2>して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。

<*2> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨(外貨)に交換し、契約通貨(外貨)で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨(外貨)で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換して、契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。

- ・ 個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込の撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

次の事由に該当した場合には、「詐欺による取消および不法取得目的による無効」の約款条項に基づき、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、円建終身の保障への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。

詳細については、「契約概要」P.18の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.25の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱いしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱について

この保険は次の基準により外貨を円に換算した上で、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

※ 受取額は、円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回る場合があります。

● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*>
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

<*> 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

● 社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱について

本特約を付加した場合、指定公益団体が受け取る死亡保険金は相続税の課税対象になりません。

<ご参考> 本特約を付加した場合の遺産分割における死亡保険金のお取扱について

指定公益団体が受け取る死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受け取る死亡保険金が特別受益としての取扱を受けることもありません。

● 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象金額＝〔収入（受取金額）－必要経費（払込保険料）〕－特別控除額（50万円）〕×1/2



- ・ 税金のお取扱についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱は2022年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約(定額保険用)が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時



16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。